

原議保存期間	3年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁少発第148号、丁情対発第148号
平成29年5月15日
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の徹底について（通達）
「児童の性的搾取等に係る対策の強化について（通達）」（平成29年4月25日付け警察庁丙少発第10号ほか）が発出されたが、当該通達の5(1)「児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進」に係る児童ポルノの流通・閲覧防止対策については、下記の事項に留意し、被害の拡大を防止するための取組を徹底されたい。

なお、「インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の徹底について（通達）」（平成23年7月19日付け警察庁丁少発第158号、丁情対発第140号）は、廃止する。

記

1 都道府県警察における措置

(1) 迅速な削除依頼の実施

各都道府県警察において、サイバーパトロールや事件捜査等によりインターネット上の児童ポルノを把握した場合は、当該児童ポルノが放置されることのないよう、速やかに、必要最小限度の証拠保全措置を執るとともに、サイバー犯罪捜査情報等共有システム（以下「情報等共有システム」という。）に他の都道府県警察が削除依頼不可である旨の登録をしていないことを確認し、「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」（「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」の改訂について）（平成27年1月20日付け警察庁丁情対発第11号ほか）の別紙。以下「削除依頼実施要領」という。）に基づくサイト管理者等に対する削除依頼を行うこと。

児童ポルノについては、削除依頼を保留することができるのは、削除依頼により捜査上の支障が生じると認められる特段の事情がある場合に限られることに留意すること。

(2) 警察庁少年課への報告

ア サイト管理者等に対する削除依頼の実施結果報告

各都道府県警察において、サイト管理者等に対する削除依頼を行ったときは、速やかに、当該削除依頼に係る児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等の情報を別記様式によりP-WANで警察庁少年課に報告すること。その際、当該児童ポルノについての削除依頼の実施状況が分かる記録（依頼文書、電子メール、スクリーンショット、電話受発記録、面接記録等）を併せて送付すること。

なお、捜査上の支障が生じると認められる特段の事情があるため削除依頼を行うことができない場合は、情報等共有システムに、児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等及び削除依頼不可である旨を登録すること。

イ 外国のサイト管理者等に対する措置に必要な情報の報告

児童ポルノが掲載されたウェブサイトが外国のサイト管理者等に管理されている場合には、警察庁少年課が流通・閲覧防止に必要な措置を要請するので、外国のサイト管理者等に係る情報を別記様式によりP-WANで報告すること。その際、児童ポルノが掲載された状況が分かる記録（スクリーンショット等）を併せて送付すること。

2 警察庁少年課における措置

警察庁少年課は、各都道府県警察からの報告に基づき、以下の措置を執る。

(1) 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体への情報提供

サイト管理者等が削除依頼に速やかに応じない場合には、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA））に対し、児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等の情報を提供する。

なお、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体は、児童ポルノのブロッキングの対象となる児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、インターネット・サービス・プロバイダ等に提供している。

(2) 外国のサイト管理者等に対する措置

外国のサイト管理者等に管理されているウェブサイトに掲載されている児童ポルノについて、外国捜査機関に対し、警察機関間の国際協ルールで通報し、流通・閲覧防止に必要な措置を要請する。

3 その他

(1) インターネット・ホットラインセンターの周知

各都道府県警察においては、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の様々な機会を捉え、児童ポルノを含む違法情報に関する通報を国民からインターネットを通じて受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等の情報を提供しているインターネット・ホットラインセンターを周知すること。

(2) ブロッキングの自主的導入の促進

各都道府県警察においては、各種協議会等を通じ、インターネット・サービス・プロバイダ等に対し、インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促すこと。

(3) 削除依頼不可登録の解除

情報等共有システムに削除依頼不可である旨の登録をした場合、捜査上の支障が生じると認められる特段の事情が取り除かれたときは、速やかに、当該登録を解除すること。

(4) 削除依頼実施要領5の報告

1 (2)の警察庁少年課への報告にかかわらず、削除依頼実施要領5に掲げる報告を警察庁情報技術犯罪対策課に行うこと。

別記様式 【略】